

2024年6月3日

次世代育成支援対策推進法に基づく第五期行動計画

株式会社しがぎん経済文化センター



1. 行動期間

2024年6月1日～2027年5月31日(3年間)

2. 目標

(1) 女性の育児休業取得率

育児休業利用可能者の80%以上

(2) 育児のための短時間勤務取得率

短時間勤務利用可能者の80%以上

(3) 半日年次有給休暇の取得

一人当たり年休3日間(年間:半日年休6回)

3. 目標達成のための対策と実施時期

(1) 対象者への制度説明と意向確認 随時

(2) 職場復帰に向けたフォローアップ 随時

(3) 育児休業期間中のバックアップ 随時

(4) 短時間勤務取得時のバックアップ 随時

(5) 年次有休休暇の計画的取得と管理

以上